

小児科専門医試験に係る出願書類について（重要）

小児科専門医試験の出願書類に不備があると、受験を認められない場合があります。受験希望者と指導責任医は日児誌に掲載される告示を熟読し、十分な注意を払って準備をしてください。受験に関する詳細は学会 HP の小児科専門医 Q&A をご参照ください。臨床研修修了登録証（写）の不備が多くみられますので、特にご注意ください。

お問い合わせは FAX（03-3816-6036）で「専門医係」宛にお送りください。電話でのお問い合わせはご遠慮ください。なお、回答までにお時間を頂戴する場合があります。

【臨床研修修了登録証】

2004 年以降の医師国家試験合格者は、臨床研修を修了したことが医籍に登録され、厚生労働省から臨床研修修了登録証が発行されます。これは、臨床研修病院が発行する臨床研修修了証とは異なるものです。小児科専門医試験の出願には、臨床研修修了登録証（写）が必須です。

お手元がない場合は、厚生労働省に再発行の申請を行ってください。再発行には数か月かかることがありますので、出願書類の提出期限に間に合うようご準備ください。詳しくは厚生労働省ホームページを確認してください。

臨床研修修了基準

（医師法第16条の2第1項に規定する医師臨床研修に関する省令施行通知）

1. 研修期間：

- ・ 2年以上
- ・ 内科6月、救急3月、地域医療1月以上

2. 到達目標の達成度：

- ・ 「臨床研修の到達目標」（行動・経験目標）で厚生省の定める必要事項

3. 臨床医としての適性：



※研修修了（見込）証明書を作成するにあたり、下記については特にご注意ください。

※指導責任医、関連施設、支援施設については、日本小児科学会の会員専用 HP で確認できます。

- ・ 指導責任医：研修施設の指導責任医は学会に登録されています。指導責任医の変更があった場合にはすみやかに変更届を提出してください。
- ・ 関連施設での研修：専門医研修関連施設は、研修施設によって予め登録される必要があります。学会に登録されていない施設での研修は、研修期間に含めることができません。
- ・ 支援施設での研修：2009 年以降の医師国家試験に合格し、小児科専門医研修を始めた方は、3 年以上の専門医研修のうち延べ6 か月以上、専門医研修支援施設で研修することが必要です。

(西暦) 20 年 月 日

日本小児科学会専門医係 宛

(FAX 03-3816-6036)

第9回小児科専門医試験に関する問合せ

質問項目に チェックしてください。(複数選択可)

- 研修修了(見込)証明書
- 症例要約指導証明書・症例要約チェックリスト
- 症例要約
- その他

具体的な内容を記載してください。

氏名	
所属病院	
回答先 FAX 番号	

※FAX 回答のみとなります。FAX 番号の記載のないものはご回答できません。

事務局回答欄 (月 日 FAX 送信) ※回答にはお時間がかかりますのでご了承ください。

- 指導責任医に確認してください(指導責任医: 先生)
- 学会 HP と Q & A をご覧ください
- その他回答

()